

事 務 概 要

令和2年度

広島県監査委員

目 次

1	監査委員の状況等	1
2	事務局組織，職員数及び事務分掌	2
3	令和2年度予算	4
4	主要業務の概要	5

参考資料

・令和元年度定例監査の結果報告（年度のまとめ）	8
・令和元年度重点行政監査「間接補助金等について」の結果報告書（概要版）	10

1 監査委員の状況等

(1) 監査委員の職務

監査委員は、県の行政が最少の経費で最大の効果を挙げるよう実施されているかどうかを公正に監査するため、地方自治法第195条により知事の指揮監督から独立して設けられたものである。

その職務権限の主なものは、次のとおりである。

- ア 財務に関する事務の執行についての監査（財務監査）
- イ 一般行政事務についての監査（行政監査）
- ウ 決算及び証拠書類等の審査（決算審査）
- エ 現金の出納についての検査（例月出納検査）
- オ 健全化判断比率等の審査

(2) 委員の状況

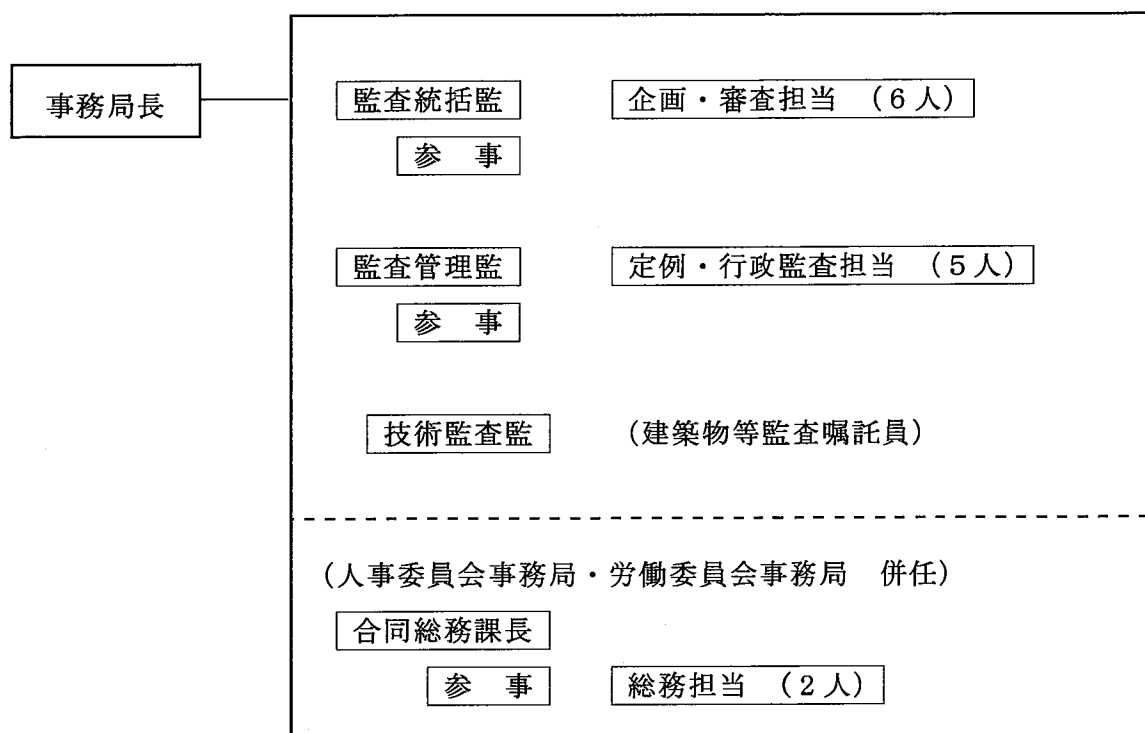
区分	常・非常勤	氏名	備考
監査委員	議員選任	非常勤	松岡宏道
	議員選任	非常勤	金口巖
	識見	非常勤	奥兆生
	識見	常勤	川上俊幸 代表監査委員

(参考)

委員の設置及び定数	委員の選任	委員の任期												
1 設置 普通地方公共団体に監査委員を置く。(地方自治法第195条)	1 知事が議会の同意議決を得て選任 2 議員のうちから選任する場合の委員数	1 議員選任委員 議員の任期 2 識見委員 4年												
2 定数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県, 人口25万人以上の市</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> ※ ただし、条例でその定数を増加することができる。	区分	定数	都道府県, 人口25万人以上の市	4人	その他の市町村	2人	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県, 人口25万人以上の市</td> <td>2~1人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> (本県の場合は、広島県監査委員条例により2人)	区分	委員数	都道府県, 人口25万人以上の市	2~1人	その他の市町村	1人	
区分	定数													
都道府県, 人口25万人以上の市	4人													
その他の市町村	2人													
区分	委員数													
都道府県, 人口25万人以上の市	2~1人													
その他の市町村	1人													
	3 都道府県及び人口25万人以上の市については、識見委員のうち1人以上は常勤としなければならない。													

2 事務局組織，職員数及び事務分掌

(1) 組織



(2) 職員数 (合同総務課職員を除く。)

区 分	職員数 (人)
事務局長	1
監査統括監	1
監査管理監	1
技術監査監	1
参事	2
ほか職員	1 1
計	1 7

(ほかに 建築物等監査嘱託員 1人)

(3) 事務分掌

ア 企画・審査担当

- (ア) 監査の企画・立案に関する事
- (イ) 知事との協議に関する事
- (ウ) 各種会議に関する事
- (エ) 監査の研修に関する事
- (オ) 監査の広報、広聴に関する事
- (カ) 外部監査に関する事
- (キ) 監査委員の交代に関する事
- (ク) 決算審査に関する事
- (ケ) 例月出納検査に関する事
- (コ) 健全化判断比率等の審査に関する事
- (サ) 指定金融機関等の監査の執行に関する事
- (シ) 内部統制評価報告書の審査に関する事

イ 定例・行政監査担当

- (ア) 定例監査の執行に関する事
- (イ) 財政的援助団体等の監査の執行に関する事
- (ウ) 行政監査の執行に関する事
- (エ) 随時監査の執行に関する事
- (オ) 知事の要求による監査の執行に関する事
- (カ) 議会の請求による監査の執行に関する事
- (キ) 直接請求による監査の執行に関する事
- (ク) 住民監査請求に関する事
- (ケ) 職員の賠償責任に関する監査の執行に関する事

ウ 合同総務課

- (ア) 事務局の組織・人事に関する事
- (イ) 予算、決算及び会計に関する事
- (ウ) その他事務局の庶務に関する事

3 令和2年度予算

(款) 総務費

(項) 監査委員費

(単位：千円)

目	令和2 年度 当初 予算額	平成元 年度 当初 予算額	比 較	本年度の財源内訳			説 明
				特定財源		一 般 財 源	
				国 庫 支出金	その他		
1 委員 費	25,975	26,027	▲52	—	—	25,975	1 委員報酬・給与費 委員4人 24,311 2 監査執行経費 1,664
2 事務 局 費	195,255	194,222	1,033	—	—	195,255	1 職員給与費 156,581 2 事務局運営費 20,568 3 外部監査事業費 18,106
計	221,230	220,249	981	—	—	221,230	

4 主要業務の概要

「監査の指針」（平成28年3月策定）に掲げた「県民の信頼と負託のもと、県民のために県の行財政全般について監査し、その適正な執行の確保及び運営の質の向上を図る」という使命を果たすため、この指針に掲げた3つの理念（「公正な監査」「県民起点の監査」「改善を促す監査」）を行動の規範とし、「事務事業の改善の促進」「専門的監査・審査機能の強化」「効率的・効果的な監査」「監査の実効性の確保」に取り組み、質の高い監査を実施する。

（1）監査業務の執行

ア 定例監査等（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第7項）

本庁、地方機関の事務の執行について、本庁は全部局（21部局）、地方機関は205機関中58機関を対象として監査を行う。

また、引き続き、抜き打ち的監査を実施することにより、すべての機関への牽制機能を確保する。

なお、財政的援助団体等については、出資額等に応じて監査を行う。

【令和元年度実績及び令和2年度計画】

区 分		令和元年度実績		令和2年度計画				
		対象数	執行数	対象数	執行数	摘要		
県 の 機 関	本 庁	各部局	11	11	11	11	すべて実施	
		行政委員会等	10	10	10	10	すべて実施	
		(小 計)	(21)	(21)	(21)	(21)		
	地 方 機 関	知事 部局	西部・東部・北部 各事務所	16	12	16	10	総務事務所は毎年、そ の他は2年に1回
			その他	46	17	46	17	3年～5年に1回
		企業局（水道事務所等）	2	2	2	0	3年～5年に1回	
		病院事業局	2	1	2	0	広島病院は2年に1回 安芸津病院は3年～5年に1回	
		教育委員会	県立学校	101	17	101	21	3年～5年に1回
			その他	11	3	11	2	3年～5年に1回
		警察（警察署・警察学校）	27	6	27	6	3年～5年に1回	
		抜き打ち的監査	—	0	—	2	選定して実施	
	(小 計)	(205)	(58)	(205)	(58)			
	合 計	226	79	226	79			
	財 政 的 援 助 団 体 等	出資法人	31	12	31	12	出資比率等に応じ、 2～5年に1回	
補助団体 （1千万 円以上）		継続補助団体・ 5千万円以上/年	69	4	69	4	概ね5年に1回（学校 法人は選定して実施）	
		その他	164	2	164	6	選定して実施	
		(小 計)	(233)	(6)	(233)	(10)		
指定管理者		57	20	55	7	概ね5年に1回		
不動産の信託受託者		2	0	2	0	必要に応じて実施		
合 計	323	38	321	29				
総 合 計	549	117	547	108				

イ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

定例監査等から現れた課題や県民の関心の高い今日的課題など、監査結果に基づく改善効果が期待できる実効性のあるテーマを選定し、経済性、効率性、有効性等の観点を重視した、より深く掘り下げた監査を実施する。

【参考：令和元年度のテーマ及び監査対象機関】

テ ー マ	監査の対象機関
間接補助金等について	平成30年度に交付実績のある補助金のうち、間接補助金に係るもの

ウ 決算審査（地方自治法第233条第2項，第241条第5項，地方公営企業法第30条第2項）

一般会計，特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金の運用状況の審査を行い，審査意見書を知事に提出する。

（審査の対象）

- ・ 一般会計，特別会計
- ・ 基 金 市町振興基金
- ・ 公 営 企 業 会 計 病院事業会計
工業用水道事業会計
土地造成事業会計
水道用水供給事業会計
流域下水道事業会計

エ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項，第22条第1項）

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率及び資金不足比率の審査を行い，審査意見書を知事に提出する。

オ 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計，基金に係る現金の出納について，毎月おおむね25日に検査を行う。

カ 住民監査請求による監査（地方自治法第242条）

住民等からの請求により、該当する財務に関する事務について、監査を行う。

【年度別請求件数】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件 数	1 件	6 件	0 件	3 件	3 件

キ 随時監査（地方自治法第199条第5項）

必要に応じ随時、財務に関する事務について、監査を行う。

ク 知事及び議会の要求による監査（地方自治法第98条第2項、第199条第6項）

知事及び議会の要求により、該当する事務について、監査を行う。

(2) 外部監査の実施準備及び協力

ア 包括外部監査（地方自治法第252条の27から第252条の38まで）

知事の補助執行事務として、包括外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また、包括外部監査人の求めに応じ、外部監査業務に協力する。

【令和2年度包括外部監査人】

弁護士 奥野 修士（令和2年4月1日 包括外部監査契約締結）

イ 個別外部監査（地方自治法第252条の39から第252条の44まで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項）

監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うこととなったとき、知事の補助執行事務として個別外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また、契約締結後、個別外部監査人の求めに応じ、外部監査業務に協力する。

令和元年度定例監査の結果報告（年度のまとめ）について

1 定例監査の実施機関数

令和元年度監査実施計画に基づき県の機関 79 機関及び財政的援助団体 38 団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果の概要

(1) 機関別監査結果

○ 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項 69 件、改善を求める事項 24 件、検討要請事項 20 件である。

区 分	監査実施機関(団体)数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	
県の機関	知事部局等	51	24	36	14	16
	教育委員会	21	11	14	3	2
	警察本部	7	3	2	2	0
	小 計	79	38	52	19	18
財政的援助団体等	出資等団体	12	6	8	2	2
	補助金交付団体	6	1	1	0	0
	公の施設の指定管理者	20	4	8	3	0
	小 計	38	11	17	5	2
合 計	117	49	69	24	20	

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果 ※ () 内は、平成 30 年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	1(3)	3(5)	1(1)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	22(8)	6(0)	4(3)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	19(15)	5(0)	1(0)
	工事(工事や補償に係る事務など)	4(9)	1(0)	0(0)
	その他(県機関における事務処理体制など)	6(9)	4(3)	12(21)
	小 計	52(44)	19(8)	18(25)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	1(0)	1(1)	0(0)
	会計処理全般に係るもの	9(1)	0(0)	2(0)
	資産・負債関係に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	5(0)	2(0)	0(0)
	補助金等に係るもの	1(0)	0(0)	0(0)
	公の施設管理等に係るもの	1(0)	0(0)	0(0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0(1)	2(0)	0(0)
	小 計	17(2)	5(1)	2(0)
	合 計	69(46)	24(9)	20(25)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 財産について、台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの(総務局など4機関)
- 賃借契約について、保存年限が満了していない関係起案文書が所在不明となっていたもの(農業技術大学校など2機関)
- 貸付物品について、契約書が存在不明であったもの(西部建設事務所)
- 委託契約において、締結した契約書が決裁を受けた案文と異なっており、公印押印時における施行文書の審査も十分に行われていなかったもの(西部建設事務所)
- レターパックについて、亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかったもの(西部建設事務所)
- 消防用設備の保守点検において、数量を誤って特記仕様書を作成していたもの(総務局など9機関)
- 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で定められた手続を行っていないもの(広島港湾振興事務所など3機関)
- 常時の資金前渡について、支払の都度、現金出納簿を記載していなかったもの(広島病院)
- 手当の支出事務
 - ・支給対象者としての要件を欠いた職員に、扶養手当を支給していたもの(日彰館高等学校)
 - ・通勤届の確認について、駐車場に係る領収書等の写しを提出させていなかったもの(西条特別支援学校)

イ 改善を求める事項

- 委託業務を合理的な理由なく2件に分割し随意契約により発注していたため、競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の確保に努めるよう求めたもの。(地域政策局など2機関)
- 市町から提出された個人の県民税徴収取扱費交付計算書において、文書の收受手続きが遅延していたもの(西部県税事務所)
- 委託契約において、受注業者から、請求額空欄の記名押印されている請求書を事前に預かり、当該業者から別途提出された請求書の内容を事前に預かった請求書に転記していたもの(東部厚生環境事務所・保健所)
- 払戻し手続により提出された未使用の回数通行券について、消印等の処理を行わず、保管庫に施錠せず保管していたため、適正な処理を求めたもの(土木建築局)
- 長期未納(滞納繰越分)の縮減に向けての一層の取組を求めたもの(広島東警察署など3機関)

ウ 検討要請事項

- 庁舎貸付時の電気代の経費算出方法について、経費算出方法の簡略化、事務の効率化の検討を要請したもの(総務局)
- 公益財団法人広島県男女共同参画財団について、男女共同参画推進の拠点として、自主的、持続的に機能していくために、現在の事務所に入居し続ける必要性を、5年間の借受期間内に、費用対効果の観点から事業の検証を行い、財団の今後の在り方について検討を要請したもの(環境県民局)
- ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)について、利用促進に向けて課題を検証し、システムの抜本的な見直しを含め、有効な対策を検討するよう要請したもの(健康福祉局)
- 広島都市圏の救急医療コントロール機能を担う病院の施設整備や運営費に補助金が交付されているが、十分な成果が出ているとは言い難いため当該病院へ更なる救急患者の受入を要請するとともに、受入困難事案の解消に向けて課題を検証し、有効な対策を検討するよう要請したもの(健康福祉局)
- カキ養殖用プラスチックパイプが流出している問題について、流出防止対策の徹底だけではなく、根本的にプラスチック資材を使用すること自体を見直すような対策についても取組を進めるよう要請したもの(農林水産局など2機関)

(2) 財政的援助団体

- 会計方針の変更手続について、法人内部での決裁等、意思決定手続が取られていなかったもの(一般社団法人広島県畜産協会：指摘事項)
- 利用料金減免実績報告書に誤りがあったため、県から指定管理者に支払われる減免負担金が、減免実績額よりも、過大に支払われていたもの(一般財団法人中央森林公園協会：指摘事項)

※ ●は監査委員意見書に記載している事項

令和元年度重点行政監査「間接補助金等について」 結果報告書（概要版）

1 監査の趣旨

補助金が適正に執行されているかどうかについては、間接補助金を含め、これまで、定例監査及び重点行政監査により繰り返し監査を行ってきたが、これまでの監査は、主に補助金を交付する県の機関に対して実施してきたため、補助金を交付された補助事業者に対する監査は、平成 28 年度の重点行政監査など一部にとどまっている。

特に間接補助金については、実際に補助金を使用する間接補助事業者に対する監査権限がないことから、補助金が適正に使用されているかどうかなどについて、十分に調査を行っていなかった。

このため、これまで重点的には実施していない、間接補助金に焦点を当てた行政監査を行った。

2 監査の対象

平成 30 年度に交付実績のある補助金等のうち、間接補助金等に係るもの

3 監査の実施内容

第 1 次調査 本庁関係部局に対し対象補助金の制度概要、執行状況等について書面調査（63 事業）

第 2 次調査 本庁関係部局に対し制度運用、事務処理状況について実地調査（第 1 次調査結果のうち 19 事業を抽出）

第 3 次調査 補助事業者及び間接補助事業者に対し、事務処理状況について実地調査（第 2 次調査結果のうち 7 事業を抽出）

～ 2 事業については、県と市（尾道市、東広島市）が連携して監査を実施（県では初めての取組）～

4 監査の着眼点と結果の概要

（1）制度に関する課題

監査の着眼点①：補助金交付要綱、要領等の規程は適正に整備されているか（県）

- 補助金交付要綱は全 63 事業で整備されているが、間接補助金に関する規定を設けていないものが 27 事業で、全体の 43%ある。
- このため、県の統制が間接補助事業者には及ばず、財産処分について条件が付されないなど、補助金の目的が達成できなくなるおそれが生じている。
- 交付要綱の準則等が示されていない。（総務部長通知（昭和 48 年 11 月 26 日付け）の要綱例準則及び法制執務の手引は、間接補助金に関するものとなっていない）

【意見】

- 間接補助金に係る交付要綱として規定しておくべき、標準的な記載事項の明確化を検討すること

監査の着眼点②：間接補助金の交付要綱，要領等の規程は適正に整備されているか，
間接補助金の交付基準が明確になっているか(補助事業者)

- 間接補助金の交付要綱等が，整備されていない事業がある。

【意見】

- 事務処理手続の適正化等の観点から，整備の必要性について検討するよう，県所管課において，補助事業者を適切に指導すること

監査の着眼点③：間接補助とする理由，必要性はあるか(県)

- 補助金事業を直接補助とするか間接補助とするかについて，県で基準は設けられていない。
- 間接補助とした理由について，県単独事業では「補助事業者の裁量に任せることで円滑な事業実施が可能になる」というものが 18 事業で，全体の 6 割を占めているが，実質的に県職員が間接補助金の交付事務に従事している事業など，必要性が十分とは言えないものや会計上のチェック機能が十分とは言えないものがある。

【意見】

- 県職員が補助事業者の職員を兼務しているような場合は，間接補助とする必要性について検討をすること
- 県が事務局を兼ねている任意団体が補助事業者である場合，内部統制の整備を検討すること

(2) 事務処理に関する課題

監査の着眼点①：間接補助金交付の事務手続(内定，交付決定，履行確認，額の確定等)は適正か(補助事業者)

- 間接補助金交付要綱で定められた手続どおりに額の確定の事務処理を行っていないものがあつた。

【意見】

- 間接補助金交付要綱の手続に則った事務処理を行うよう，県所管課において，補助事業者を適切に指導すること

監査の着眼点②：補助金交付の事務手続(内定，交付決定，履行確認，額の確定等)は適正か(県)

- 交付申請が要綱で定められた期限を過ぎて提出されたもの，事業完了日以降になされたものなど，要綱に沿った手続が行われていないものがあつた。
- 補助金の額の確定は，大半が実績報告書のみで行われており，間接補助事業者の領収書等を確認しているものは，全体の 25%にとどまっている。
- 交付要綱で定められた手続どおりに額の確定の事務処理を行っていないものがあつた。

【意見】

- 補助金交付決定の時期が遅いものについては，その理由を検証し，事務の迅速化，適正化の促進を検討すること
- 必要に応じて補助金支払い後に抽出による検査等を実施するなど，履行確認の仕組を検討すること

(3) 補助金全般に関する課題

監査の着眼点①：事業効果の考え方は適切か（県）

- 成果指標については、51 事業（81%）で設定されており、事業効果の検証については、57 事業（90%）で実施されていた。
- 成果指標を設定しているものの、補助金交付と成果指標との因果関係が不明なものがあつた。また、費用対効果などの経済性、効率性の観点から検証しているものは見られなかつた。
- 10 万円以下の間接補助金となっているものや、実質補助率が 10% など、事業効果・効率性の観点から疑問なものがあつた。

【意見】

- 事業によっては事業効果の検証として、成果指標を設定するだけでなく、EBPM の考え方を取り入れることや、経済性、効率性についての分析評価の実施による事業効果検証の導入を検討すること
- 県単独事業で間接補助金額が少額、かつ、実質補助割合が低いものについては、事業効果を検証し、制度の在り方について検討すること

※EBPM：Evidence-Based Policy Making 証拠に基づく政策立案

総括意見

- 間接補助金等は、県から補助事業者である市町、団体を通して更に間接補助事業者に交付されるものであるため、直接補助金と比較して県の統制が及ばなくなり、実態把握が不十分となりがちである。

今回調査した範囲では、補助金が本来の目的とは異なる内容に使用された事案は確認できなかつたが、

- ・県の補助金交付要綱に間接補助金に関する規定が設けられていないため、間接補助金で取得した財産の処分に県の統制が及ばず、結果として補助目的を達成できなくなるおそれがあるもの、
- ・県において、実績確認が補助事業者から提出された実績報告書のみにとどまっております、補助金が目的に沿って使われているかどうかの確認が必要なもの、
- ・補助事業者においても、実績確認が間接補助事業者から提出された実績報告書のみにとどまっております、間接補助金目的に沿って使われているかどうかの確認が必要なもの、が見受けられた。

このため、規程を整備し、県の統制が及ぶようにするとともに、県が額の確定を行う際、必要に応じて間接補助事業者の支出証拠書類を確認するなど、履行確認の適正化を図り、補助金の効果が発揮されるよう改善を図っていただきたい。

また、補助金制度については、直接補助を原則とし、業務の効率化等の理由から、特に必要性が認められる場合に限り、間接補助とするようにしていただきたい。

5 指摘事項、改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）

（1）指摘事項

- ひろしまの森づくり事業について、関係人調査の結果、実際に事業に要した経費（実行経費）を事実と異なる標準経費と同額で報告していた。

これについて、所管課は、市町あての運用通知に基づき、補助金交付要綱にそぐわない事務処理を認めて額の確定を行っていたが、補助金交付目的の達成状況や補助金交付額の妥当性を判断するためにも、実行経費は交付要綱に則り、実際に要した経費を記載し、適正な事務処理に努めるよう求めたもの。

なお、平成24年度包括外部監査「農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」でも、同様の指摘がなされている。（農林水産局森林保全課）

（2）改善を求める事項

- 広島県安心子ども基金特別対策事業費補助金について、補助金交付決定が事業完了後に行われたり、実績報告書が提出期限を過ぎて提出されるなど手続が遅延していたため、補助金交付の事務手続の迅速化、適正化を促進するよう改善を求めたもの。（健康福祉局安心保育推進課）

（3）検討要請事項

- 補助金交付要綱で規定する関係帳簿類の保存期間について、補助金交付決定の法的性質を踏まえて適正に設定し、周知を検討するよう要請したもの。（総務局総務課）
- 観光地ひろしま推進事業（観光プロダクト開発）について、県、補助事業者、間接補助事業者のそれぞれの役割を明確にした事業スキームとするとともに、間接補助事業とする必要性について検討するよう要請したもの。（商工労働局観光課）
- 観光地ひろしま推進事業（インバウンド負担金）及びひろしま地産地消推進事業について、補助事業者への補助金交付額は、100万円を超えているが、間接補助事業者への間接補助金交付額は1件当たり10万円以下であったり、補助対象経費に対する実質補助割合が10%程度と低いものもあることから、より効果的・効率的な事業となるよう、間接補助事業の在り方について検討を要請したもの。（商工労働局観光課、農林水産局販売・連携推進課）